

記入例

児童手当・認定請求書  
特例給付

所属名	氏名
所属コード	職員番号
〇〇小	福利 太郎
6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6	
所属電話番号	

(任命権者) 奈良県教育長	所属 〇〇小学校	氏名 福利 太郎	報告区分 新規認定報告 現況報告(継続支給) 報告(支給不可) 改定・再認定報告 ・住所変更届
配偶者がいる場合、同居・別居に関わらず必ず記入	住所 〒 630-8502 奈良市登大路町30番地	自宅の住所を記入 (学校の住所ではありません)	
配偶者の有無 有・無	配偶者の氏名 福利 桜子	配偶者の職業 1. 公務員(共済加入講師・職員等含む) 2. 公務員以外 3. 無職(専業主婦(夫))	公務員の場合は勤務先を記入 奈良市立〇〇小学校
支給開始年月(額改定) 記入不要	事実の発生日 5 0 5 0 4 0 1	職員届出年月日 5 0 5 0 4	現況届・増額改定と同時に住所等の変更を届け出る場合は、該当する区分に必ず〇を記入してください
氏名(漢字) 福利 一郎	性別 1	続柄 1	生年月日 4 1 7 0 5 1 9
氏名(フリガナ) ふくり いちろう	同居・別居の区分 同・別	住所 (別居の場合のみ)	監護の有無 有・無
氏名(漢字) 福利 花子	性別 2	続柄 1	生年月日 4 2 0 1 0 1 0
氏名(フリガナ) ふくり はなこ	同居・別居の区分 同・別	住所	監護の有無 有・無
氏名(漢字) 福利 じろう	性別 1	続柄 2	生年月日 4 2 9 0 2 2 0
氏名(フリガナ) ふくり じろう	同居・別居の区分 同・別	住所	監護の有無 有・無

・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者全てを記入  
・生年月日は和暦記載のこと(平成/令和〇〇年〇月〇日)  
・生年月日順に記載のこと  
・年号コードは、平成=4、令和=5を記入

以下の場合はこちらに記入せず「児童手当振込先金融機関登録変更届」を提出してください  
・新規申請時にA口座以外を登録  
・受給者が登録済みの口座を変更

請求者は太枠内のみ記入すること

所得年 5 0 2	所得額 円	手当月額 円
給与所得金額及雑所得金	雑損控除額	児童手当月額
円	円	未満分 円
円	円	以上小学校修了前分 円
円	円	生分 円
円	円	円

原則記入不要  
総務事務システムへの入力のため、所属での計算用としてご使用可能です。  
所得額や所得制限限度額等の計算方法については、裏面「◆所得額の計算方法」  
「◆児童手当法による児童手当所得制限限度額表」をご確認ください

※1 児童手当の所得制限の判定に当たり、①から最大10万円を控除  
※2 長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額は租税特別措置法に基づく特別控除の適用がある場合は控除額①を控除

上記のとおり確認する。

令和 5年 4月 15日

職・氏名 〇〇小学校長 〇〇 〇〇

所属長

事務担当者

上記のとおり確認し決定する。

令和 年 月 日

職・氏名 奈良県教育委員会事務局 福利課長

確認者(学校長)記名してください  
(ゴム印可)

記入上の注意

- 「児童」は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者全てを記入すること。
- 「生計関係」は次によって記入すること。
  - 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合で、請求者がその児童と生計を同じくしているときに〇で囲むこと。
  - 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその児童の生計を維持しているときに〇で囲むこと。
- 児童が海外に留学している場合は、「特記事項」欄に、その児童の氏名及びいつから留学しているか出国した年月を記入すること。

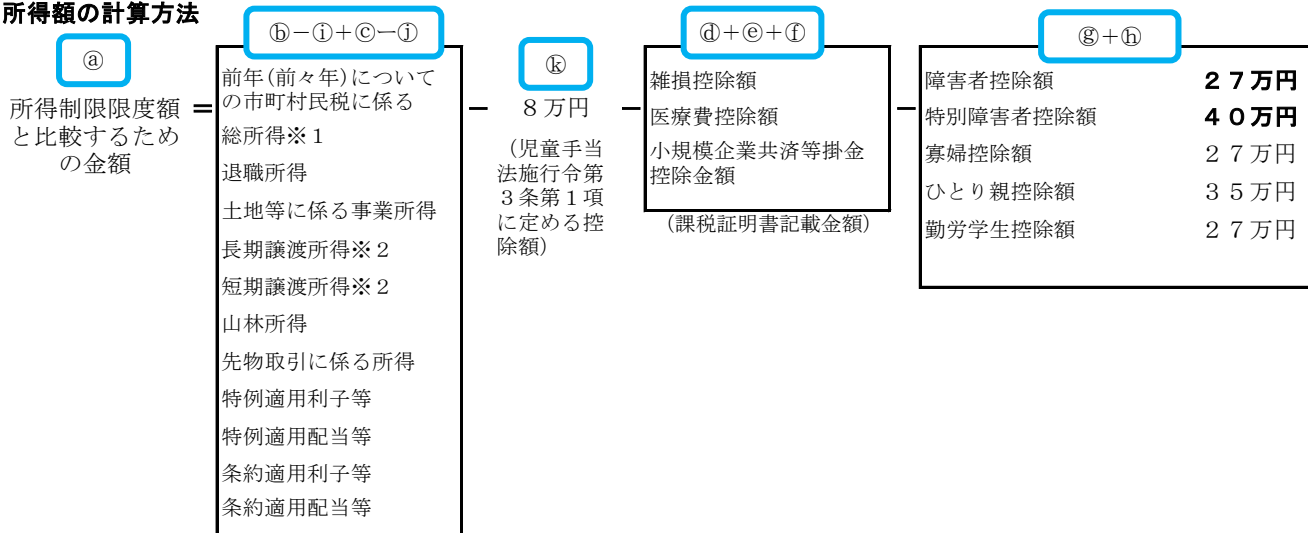
◆報告区分に○を記入してください

- ・新たに子どもを出生した、新たに県からの受給資格が生じた（異動や婚姻）  
＝報告区分：新規認定報告
- ・すでに県から児童手当を受給しており、追加で受給対象の子どもが増えた（出生や婚姻等）  
＝報告区分：増額改定
- ・現況届（毎年6月）＝報告区分：現況報告
- ・氏名・住所変更・口座コード変更＝該当する報告区分に○を記入してください

◆性別・続柄コード

男			女		
性別 コード	続柄 コード	続柄名	性別 コード	続柄 コード	続柄名
1	11	男の子の一人目	2	11	女の子の一人目
1	12	男の子の二人目	2	12	女の子の二人目
1	13	男の子の三人目	2	13	女の子の三人目
1	14	男の子の四人目	2	14	女の子の四人目
1	15	男の子の五人目	2	15	女の子の五人目
1	16	男の子の六人目	2	16	女の子の六人目
1	17	男の子の七人目	2	17	女の子の七人目
1	18	男の子の八人目	2	18	女の子の八人目
1	19	男の子の九人目	2	19	女の子の九人目
1	41	男の孫の一人目	2	41	女の孫の一人目
1	42	男の孫の二人目	2	42	女の孫の二人目
1	43	男の孫の三人目	2	43	女の孫の三人目
1	44	男の孫の四人目	2	44	女の孫の四人目
1	45	男の孫の五人目	2	45	女の孫の五人目
1	70	その他の一人目	2	70	その他の一人目
1	71	その他の二人目	3	71	その他の二人目
1	72	その他の三人目	4	72	その他の三人目
1	73	その他の四人目	5	73	その他の四人目

◆所得額の計算方法



※1 令和3年6月以後の月分の児童手当の所得制限の判定にあたり、総所得金額のうち給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得金額はその合計額から最大10万円を控除後の金額となります

※2 平成30年6月以後の月分の児童手当の所得制限の判定にあたり、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額は、租税特別措置法の適用がある場合は控除後の金額となります

◆児童手当法による児童手当所得制限限度額表

受給者の所得が下記の所得制限限度額以上の場合、児童手当は支給されませんが、特例給付として児童1人あたり月額一律5,000円が支給されることとなります

扶養親族等及び児童の数	所得制限限度額
0人	6,220,000円
1人	6,600,000円
2人	6,980,000円
3人	7,360,000円
4人	7,740,000円
5人	8,120,000円

※「扶養親族等の数」とは、市町村民税における控除対象配偶者及び扶養親族の数を、「児童の数」とは、申請者の扶養親族等ではないが前年の12月31日に申請者が生計を維持した児童をいいます。  
**前年の所得についての税法上の扶養親族等の数になりますので、今年生まれた子は含まれません。**

※うち、老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、左記の金額に老人扶養親族等1人につき6万円加算します。